

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 高額医療費における患者の立替払い不要に

◆2012年度から全面スタート

厚生労働省は、がんや難病などの高額な治療薬が増え、患者の立替えの負担が大きくなっている現状を踏まえ、「高額療養費制度」について、上限額を超える部分の患者の立替払いをなくす方針を示しました。

2012年度から、すべての医療機関・薬局で対応させる方針のようです。

◆高額療養費制度とは？

高額療養費制度は、患者の収入に応じて医療費に一定の金額（自己負担限度額）が設けられ、それを超えた場合に、一旦、病院の窓口で本人負担分を支払い、支給申請をすることにより、患者が加入する保険者から後から払い戻される仕組みです。

1カ月の自己負担限度額は、70歳未満で「上位所得者」（標準報酬月額53万円以上）の場合は15万円強、「一般所得者」の場合は8万円強、「低所得者」（住民税が非課税）の場合は35,400円です。

現在の制度では、原則として医療費の3割を医療機関・薬局の窓口で支払い、上限額を超える分について、後から払い戻しを受けます。

◆「限度額適用認定証」の発行

制度の変更後は、費用の「立替え」と「払戻し」の手間がかからなくなります。

事前に、自分の加入する保険者から所得区分の記載されている「限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関・薬局の窓口で提示すれば自己負担の上限額までの支払いで済み、超過分の医療費については、医療機関・薬局が患者に代わって保険者に請求します。

◆治療薬などが高額化の傾向

最近、がんや難病などの治療薬が高額になる傾向があります。例えば、血液がんの一種の慢性骨髄性白血病の治療薬（グリバック）の場合は、1カ月あたりの薬代が約33万円、同種の治療薬（タシグナ）の場合は約55万円かかるそうです。

患者が一度に多額の現金を用意する必要がなくなる今回の制度変更は非常に有効です。2011年度から、まずは一部の医療機関・薬局で対応可能となり、2012年度からはすべての医療機関・薬局で対応できるようです。

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

CARRELの“使命”です。

CARRELの6つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、LEC 東京リーガルマインドにて社労士講座等の講師を担当。



3月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- ◇ 個人の青色申告の承認申請書の提出
<新規適用のもの>
[税務署]
- ◇ 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- ◇ 個人事業税の申告 [税務署]
- ◇ 贈与税の申告期限
<昨年度分>
[税務署]
- ◇ 所得税の確定申告の提出
[税務署]
- ◇ 確定申告税額の延期の届出書の提出
[税務署]

31日

- ◇ 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]

2. 「継続雇用制度導入」の特例措置がまもなく終了

◆特例措置は3月末まで

現在、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳未満の定年を定めている事業主は、「高年齢者雇用確保措置」（定年の定め廃止、定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれか）を実施する必要があります。

このうち、「継続雇用制度の導入」については、希望者全員を対象とするか、労使協定により対象者の基準を定めなければなりません。現在は特例措置として、中小企業（300人以下）の場合は、対象者の基準を就業規則で定めることが可能です。

この措置は、今年3月31日で終了します。中小企業では、対象者に関する基準を就業規則で定めている場合、労使協定により基準を定めた旨を就業規則に定め、労働基準監督署への届出を行わなければなりません。

◆関連する奨励金

定年の引上げや定年の定め廃止等を実施した場合に支給される助成金として、「中小企業定年引上げ等奨励金」があります。

この「中小企業定年引上げ等奨励金」は、65歳以上への定年の引上げや定年の定め廃止等の措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主に対して、企業規模に応じて一定額が支給されるものです。また、70歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止等を実施した場合には、上乗せ支給があります。

支給額は、「65歳以上への定年の引上げ」の場合、企業規模1人～9人で40万円、10人～99人で60万円、100人～300人で80万円です。「70歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止」の場合、上乗せ額を含むと、企業規模1人～9人で80万円、10人～99人で120万円、100人～300人で160万円です。

◆各種公的支援の活用

この他、雇用保険から支給される高年齢雇用継続基本給付金や、64歳以上の従業員については、事業所税の従業員割の対象外になるなどの税制上の優遇措置などの公的支援があります。これらを効果的に活用し、高齢者が長く働ける企業を目指してみたいかがでしようか。

3月の花歳時記

【桃の節句・ひな祭り】

3月3日は桃の節句。ひな人形を飾り、女の子の健康と幸せを願う行事です。桃の花を飾り、ひし餅や雛あられ、白酒で祝います。雛あられの桃・緑・黄・白の4色は四季を表し、四季を通じて娘が幸せでありますように」という願いが込められています。

【啓蟄(けいちつ)】

二十四節気のひとつで、大地が暖まり冬眠をしていた虫が穴から出てくるころをいいます。毎年3月6日頃です。「啓」には「ひらく、開放する、夜が明ける」の意味、「蟄」には「冬ごもりのために虫が土の下に隠れる、とじこもる」という意味があります。

